

静岡県立大学非常勤講師の報酬及び旅費に関する細則

令和7年12月1日 細則第78号

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県公立大学非常勤講師に関する規程（令和7年規程第221号）第7条に基づき、非常勤講師の報酬及び旅費（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項について定める。

(報酬)

第2条 非常勤講師の報酬額は、90分の授業を1コマとし、1コマ当たり10,600円とする。ただし、語学科目において当該語学を母語とする非常勤講師の報酬額は、1コマ当たり12,180円とする。

(旅行経路の届出)

第3条 非常勤講師は、新たに委嘱された場合又は旅行経路に変更があった場合、所定の来学経路届により、自宅又は他の勤務場所（本務地等）から草薙キャンパス又は小鹿キャンパスまでの最も経済的な通常の旅行経路を速やかに学長に届け出なければならない。

(宿泊を要する場合の取扱い)

第4条 授業の時間割などにより宿泊を要する場合で、事前に学長が必要があると認める場合に限り、宿泊費を支給することができる。

(旅費の額の算出の基準)

第5条 旅費及び宿泊費の額は、静岡県公立大学法人職員旅費規程（平成19年規程第4号。以下「旅費規程」という。）により、算出するものとする。

(休講の取扱い)

第6条 災害等により休講となった場合、報酬は支給しないが、非常勤講師が当該授業の旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額の範囲内で旅費を支給することができる。

(支給日)

第7条 報酬等は、授業を実施した翌月の21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日）に、その前月の実績に基づき支給する。

附 則

この細則は、令和7年12月1日から施行し、令和8年度の非常勤講師より適用する。